

3 指定事業者情報提供システムについて

指定事業者情報提供システムについては、現在、社会福祉・医療事業団のWAM NETによるシステム構築に向けて作業を進めているところであるが、社会福祉・医療事業団の指定事業者情報提供システムを導入又は利用せず、独自のシステムを導入する予定の都道府県・指定都市・中核市におかれては、以下の点に十分留意の上、システムの導入を図られたい。

< 独自システムが具備すると想定される機能 >

発番機能

履歴管理

WAM NETへのインターフェイス機能

独自システムを導入しない場合は、WAM NET利用を推奨する。

< インターフェイス機能で持つべき機能 >

連携すべきデータと送信のルール

履歴管理機能

必須項目は、WAM NETが提示する。

4 「障害者支援費サービスコード表」及び「実施するサービスと提出書類及び認定コードの対応関係」について

「障害者支援費サービスコード表」については、別紙1、「実施するサービスと提出書類及び認定コードの対応関係」については、別紙2のとおりとする予定である。